

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も 郵便等で投票ができるようになりました（特例郵便等投票制度）

令和3年8月29日（日曜日）は、
八代市長選挙及び八代市議会議員一般選挙の投票日です。



特例郵便等投票とは

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方で、一定の要件を満たす場合は、郵便等により八代市長選挙・八代市議会議員一般選挙の投票をすることができます。

投票を希望される方は、次のとおり投票用紙をご請求ください。※投票の流れは4ページをご覧ください。

投票用紙等の請求先

請求先 八代市選挙管理委員会

請求期限 **令和3年8月25日（水）17時まで（必着）**

特例郵便等投票の対象となる方

八代市長選挙・八代市議会議員一般選挙の有権者で、以下に該当する方が特例郵便等投票の対象となります。

- 感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
- 検疫法の規定により隔離または停留の措置を受けて宿泊施設内に收容されている方



- 外出自粛要請等の期間が請求の時に令和3年8月23（月）から8月29日（日）までの期間にかかる見込まれる場合

※ 濃厚接触者の方は特例郵便等投票の対象ではありません。投票所等において投票することが可能です。
なお、投票所におけるマスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします。

投票用紙等の請求に当たってのお願い

▼ 保険所等が発行する外出自粛要請の書面（入院勧告もしくは入院措置等を受ける入院患者でないことがわかる就業制限に関する書面を含みます）または宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求書を八代市選挙管理委員会に送付してください。ただし、これらの書面が交付されない場合等は、請求書の申出欄に理由をチェックしてください。

▼ 請求書を郵送する際の宛名表示については、八代市選挙管理委員会からお取り寄せいただくか、八代市選挙管理委員会のホームページからダウンロードしてください。 ※こちらからもダウンロード可能です。

八代市長選挙・八代市議会議員一般選挙の有権者

- ▼ 日本国民で、平成15年8月30日以前に生まれていること。
- ▼ 本市に令和3年5月21日以前に住民票の登録をし、引き続き3カ月以上居住していること。 ※ 市外へ転出した人は投票できません。



投票用紙等の請求手続

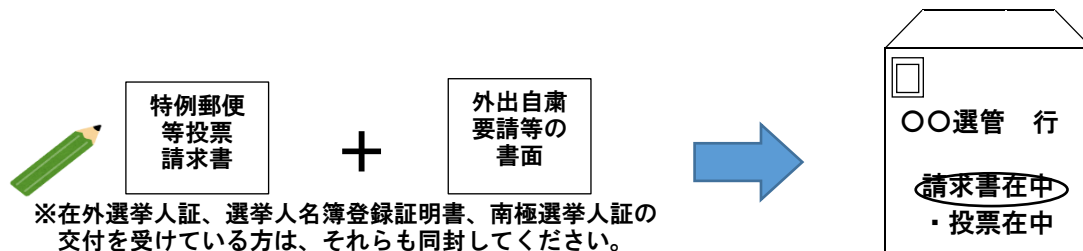
- ① 特例郵便等投票の投票用紙等の請求を、請求書により行ってください。
また、請求書を郵送する際は、料金受取人払の宛名表示がされた封筒により郵送をお願いします。

※ 請求書及び料金受取人払の宛名表示の様式は、八代市選挙管理委員会のホームページに掲載しています。
ダウンロード及び印刷をしていただき、料金受取人払の宛名表示については、私製の封筒に貼り付けてください。八代市選挙管理委員会に、電話等により請求書等を請求いただくことも可能です。

一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



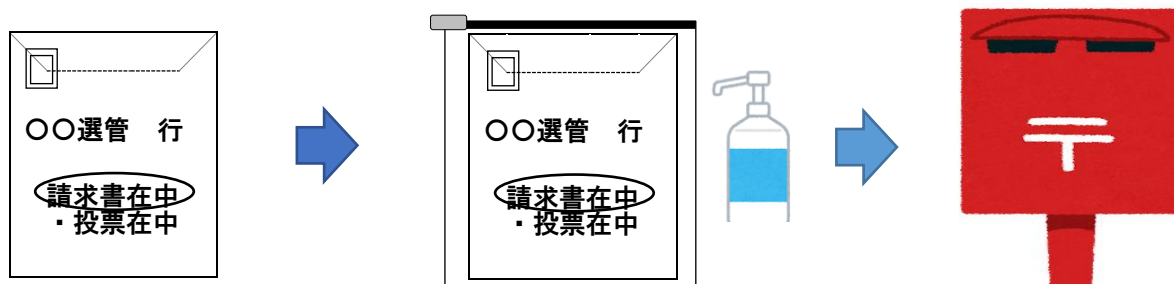
- ② 請求書に記入し、外出自粛要請等の書面とともに料金受取人払の宛名表示がされた封筒に封入し、当該封筒の表面の「請求書在中」に○を付けてください。



- ③ 請求書等を入れた封筒を、書いた宛名がわかるようにファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。ファスナー付きの透明のケース等の入手が困難な場合は、自宅にある透明のケース、袋等に入れ、テープ等で密封し、表面を消毒してください。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください(忘れず速やかに投かんしてください)。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用(出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用)をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。

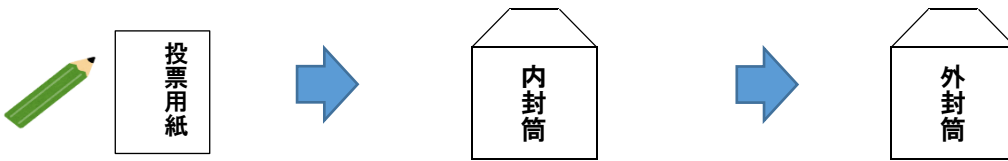
投票の手続き

- ① 投用紙等の交付を受けた方は、自ら投票用紙に候補者名を記載してください。

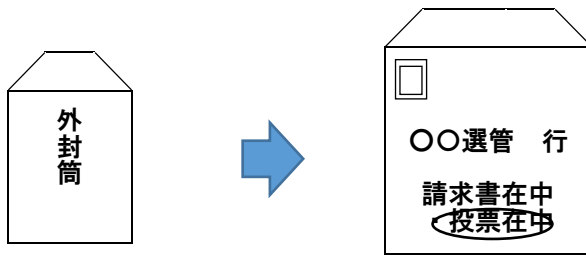
一連の作業をされる前に、必ずせっけんでの手洗いやアルコール消毒をしてください。
また、出来る限りマスクをつけ、清潔な使い捨てのビニール手袋を着けるようにしてください。



- ② 記載済みの投票用紙を内封筒に封入し、更に外封筒に封入してください。外封筒の表面に投票の記載の年月日及び場所を記載し、氏名欄に自ら署名してください。



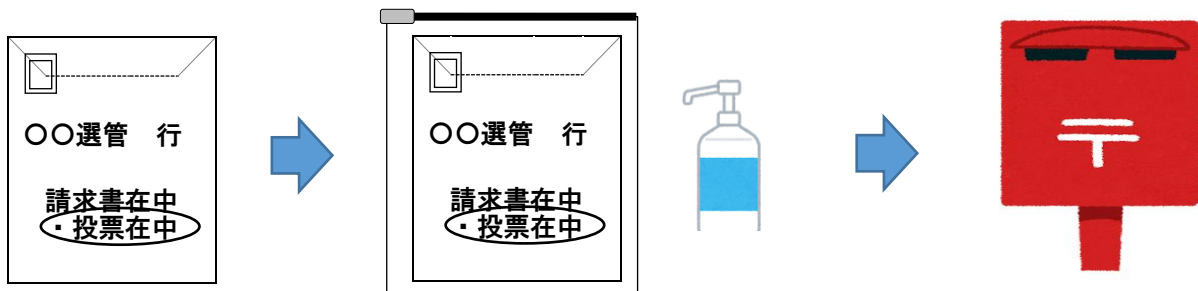
- ③ 外封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付された返信用封筒に封入し、当該封筒の表面の「投票在中」に○を付けてください。



- ④ 返信用封筒を、更に市区町村の選挙管理委員会から交付されたファスナー付きの透明のケース等に封入し、表面をアルコール消毒液を吹きかけて拭きとる等により消毒してください。その上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんを依頼してください。

※ 日本郵便株式会社からファスナー付きの透明のケース等に入れていただくよう依頼を受けているため、ご協力をお願いします。同居人等へ封筒を渡す際は、ドアの前に置くなど接触しないようにしてください(忘れず速やかに投かんしてください)。同居人等は、必ず作業前後にせっけんでの手洗いやアルコール消毒をするとともに、マスク着用(出来る限り清潔な使い捨てのビニール手袋の着用)をお願いします。

※ 濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。



※ 法律上、特定患者等選挙人の方は、特例郵便等投票を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大防止に努めなければならないこととされています(特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律第5条)。

特例郵便等投票の流れ

書面が交付されていない場合は、請求書の申し出欄に理由をチェックしてください。
八代市選挙管理委員会が保健所等に対象者であることを確認いたします。



請求書
(署名必要)

+

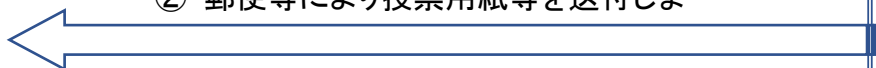
保険所等から交付された
外出自粛要請等の書面

※ファスナー付き透明ケース等に封入してください。

① 投票用紙の請求 (2 ページ参照)



② 郵便等により投票用紙等を送付しま



③ 投票用紙等記載 (3 ページ参照)

投票用封筒
(署名必要)

記載済み
投票用紙

※投票用紙に候補者名を記載し投票用封筒に入れた後、その封筒の表面に署名をしてください。

④ 郵便等により送付 (4 ページ参照)



投票用封筒
(署名必要)

記載済み
投票用紙

※ファスナー付き透明ケース等

※ 8月29日(日) 20時まで必着

八代市選挙管理委員会

< 投票用紙の返還等 >

- 1 特例郵便投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒を返して、当日投票または期日前投票をすることができます。また、これらの投票をもしなかったときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒を八代市選挙管理委員会に返還してください。

< 留意事項 >

- 1 投票終了までには数日の期間を要します。
請求は告示前でもできますので上記の期限によらず**早めの請求・送付をお願いいたします。**
- 2 交付を受けた特例郵便等投票の投票用紙及び投票用封筒は、投票所、共通投票所及び期日前投票所においては使用することはできません。
- 3 他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票については、公職選挙法上の罰則がもうけられています。

八代市選挙管理委員会

〒869-4703

熊本県八代市千丁町新牟田 1502-1 千丁支所 2 階

電話：0965-30-1663 ファックス：0965-30-1664

メール：senkan@city.yatsushiro.lg.jp

